

大分県後期高齢者医療広域連合における次世代育成支援対策法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画

令和3年2月10日
大分県後期高齢者医療広域連合

大分県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条に基づき、広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

2 本計画の推進に向けた体制整備等

広域連合では、本計画を組織全体で継続的に推進するため、行動計画委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況及び数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3 本計画の推進に向けた現状分析及び数値目標

女性活躍推進法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、広域連合事務局において、本計画に関する状況を把握し、改善すべき内容について分析を行った結果、次のとおり目標を設定する。

(1) 現状分析

① 育児休業取得率

年度	平成30年度	令和元年度
取得率	0%	0%

② 職員の年次有給休暇平均取得率

年度	平成30年度	令和元年度
平均取得日数	16.09日	12.44日
10日以上取得率	75%	48.28%

(2) 数値目標

- ① 女性職員の育児休業並びに男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の5日以上の取得率

数値目標 (令和3年度)	最新値 (令和元年度)
50%	0%

- ② 職員の年次有給休暇平均取得率

項目	数値目標 (令和3年度)	最新値 (令和元年度)
平均取得率	13.0日	12.44日
10日以上取得率	70%	48.28%

4 本計画の推進に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

3の(2)で掲げた数値目標の達成に向け、計画期間中に以下の取り組みを行います。

(1) 女性職員の育児休業並びに男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の5日以上の取得率

女性職員が育児休業を取得しやすくする環境づくりの取り組みに加え、子育て家庭における男性職員の妻が出産する場合や育児参加のための特別休暇の取得促進を図るため、管理者（係長以上の役職の職員をいう。以下同じ。）は、父親となる職員に育児休業の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

(2) 職員の年次有給休暇平均取得率

子どもの学校行事等への参加や、家族の記念日等における年次有給休暇の取得、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次有給休暇の取得等により、年間10日以上の取得率を70%以上とすることを目標として、管理者は、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。